

介護サービス事業所運営指導結果について

通所系サービス

## 通所系サービス共通（P3～9）

### <通所系サービス>

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

## 【変更届出関連】

指定内容の変更について変更届出を提出していない。

指定内容に変更があった場合は、10日以内に変更届出書を提出してください。

### <届出漏れの多い項目>

- ・ 管理者
- ・ 運営規程 . . . 営業日（休業日）及び営業時間  
サービス提供時間  
通常の事業の実施地域

## 【勤務体制の確保等】

雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていない。

同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明確にしてください。

また、勤務表から職務ごとの勤務時間を確認できるようにしてください。

例...

氏名	職務	勤務形態	3/1 (水)	3/2 (木)	3/3 (金)
八戸 太郎	管理者	B	1	1	1
八戸 太郎	生活相談員	B	7	7	7
内丸 花子	看護職員	C	4	2	6
内丸 花子	機能訓練指導員	C	4	6	2

※勤務状況が不明な場合、加算算定の要件を満たさないこともあります。

## 【勤務体制の確保等】

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

### 《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

### 《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)）  
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」  
「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

## 【衛生管理等】

レジオネラ属菌の水質検査を行っていない。

根拠：青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※利用者ごとに換水（3時間未満の入浴時間の場合を含む）・清掃・消毒する場合は、本条例の対象となりません。

<八戸市ホームページ抜粋>

### 水質検査の実施

浴槽水等は、次の頻度でレジオネラ属菌の水質検査を行う必要があります。

- ・浴槽水を塩素消毒し、毎日換水している場合は、1年に1回以上。

(以下略)

### 菌検出の報告

水質検査で基準以上のレジオネラ属菌が検出された場合は、市に報告する必要があります。

### 記録及び保管

本条例に基づき実施した清掃、消毒の記録、水質検査の結果などについて、3年以上保管する必要があります。

参考URL：<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/3365.html>

## 【非常災害対策】

非常災害対策に関する具体的な計画が策定されていない。

非常災害に関する具体的計画（※）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

※非常災害に関する具体的計画

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画

## 【秘密保持等】

家族の同意を確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。



### 【口腔・栄養スクリーニング加算】

ケアマネジメントの一環として行われていない。

口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングは、利用者ごとのケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。

### 【口腔・栄養スクリーニング加算】

利用者を担当する介護支援専門員に情報提供していない。

6月ごとに確認した利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供してください。

## 通所介護系サービス共通（P11～18）

### <通所介護系サービス>

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所型サービス

### 【通所介護計画の作成】

通所介護計画を利用者へ交付したことが確認できない。

計画様式または各種記録等から計画を利用者へ交付したことが確認できるようにしてください。

### 【通所介護計画の作成】

管理者が計画の内容について利用者及び家族に対して説明及び同意を得ていない。

原則管理者が説明、同意及び交付をする必要があります。

なお、介護支援専門の資格を有する者や計画作成に豊富な知識及び経験を有する者が行っても差し支えありません。

## 【通所型サービスの具体的取扱方針】

通所型サービス計画を指定介護予防支援事業者に報告していない。

通所型サービス計画を作成した場合、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、サービスの提供状況等について報告してください。

【通所介護費】 ※地域密着型、認知症対応型含む

当日の利用者の心身の状況から、短縮した所要時間に応じた所定単位数を算定する場合に、通所サービス計画が再作成されていない。

当日の利用者の心身の状況から、短縮した所要時間に応じた所定単位数を算定する場合は、通所サービス計画を再作成してください。

【通則（抜粋）】

⇒「所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための標準的な時間による」

⇒「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。」

[老企第36号] 第2の7(1)

[老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号] 第2の3の2(1)、第2の4(1)

<サービス提供時間を短縮した場合の所要時間区分の考え方>

「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所サービス計画上の単位数を算定して差し支えない。」とされているが、具体的にどのような内容なのか。

- ・通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間によることとされている。
- ・こうした趣旨を踏まえ、例えば8時間以上9時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず7時間30分でサービス提供を中止した場合に当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。（ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で7時間以上8時間未満の所定単位数を算定してもよい。）
- ・こうした取扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている事業所において行われることを想定しており、限定的に適用されるものである。当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

(次項へ)

(前項より)

(例) 通所介護計画上7時間以上8時間未満の通所介護を行う予定であった利用者について

- ① 利用者が定期検診などのために当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより6時間程度のサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、6時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- ② 利用者の当日の希望により3時間程度の入浴のみのサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、3時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- ③ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、2時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。(※所要時間2時間以上3時間未満の区分は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して算定するものであるが、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。)
- ④ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず1時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定できない。

## 補足

### R6.1.12事務連絡

「通所介護費における所要時間の取扱いについて」（抜粋）

「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する。

降雪等で送迎に時間がかかった場合でも、現に要した時間ではなく、計画上の単位数を算定可能です。

計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所サービス計画を再作成した上で、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。



## 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】

機能訓練指導員が1名のみの配置の営業日に、個別機能訓練加算（Ⅰ）□を算定している。

機能訓練指導員の配置を確実に管理し、適切に算定してください。

なお、営業日ごとの機能訓練指導員の配置体制により、個別機能訓練加算（Ⅰ）□に代えて、同加算（Ⅰ）イを算定する場合、機能訓練指導員の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要があることに留意してください。

### <配置要件>

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ…専従の機能訓練指導員1名以上（配置時間不問）

個別機能訓練加算（Ⅰ）□…上記に加え、専従の機能訓練指導員1名以上（サービス提供時間帯を通じて）

## 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】

個別機能訓練の目標の設定にあたり、利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割の把握及び心身の状態の確認が行われていない。

個別機能訓練計画の目標を設定するにあたり、別紙様式3-1の興味・関心チェックシート及び別紙様式3-2の生活機能チェックシートを活用し、利用者の日常生活や社会生活等（ICFの視点）について、現在行っていることや今後行いたいこと、利用者の居宅での生活状況を把握してください。

【参考】 R3.3.16 老認発0316第3号 老老発0316第2号

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 第3のⅠの2(1)ア

**(看護) 小規模多機能型居宅介護 (P20)**

### 【従業員の員数】

通いサービスの利用者がいない日に職員の配置がない。

通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスを含め、利用者に何らかの形で関わるような職員配置に努めることに留意してください。

### 【居宅サービス計画の作成】

計画の作成（変更）の際アセスメントが実施されていない。

利用者の自宅を訪問し、利用者及び家族と面接した上で、情報収集および課題分析（アセスメント）を実施してください。

# 根拠法令等

## 条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

## 介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

## 留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）